

DEIAKONIA NETWORK NEWS

緑豊かな国に

巻頭言



末竹 十大

なごや希望教会牧師

神の言に従うディアコニア

言葉というものは大事なものである。言葉を使用するのが人間である。この言葉を正しく使用する人間は神の言を義しく聞くことができる。聖書が語る人間は神の言を義しく聞くことができなかつた。それゆえに、罪に陥つた。言葉を正しく聞くこと、正しく使用することができなかつた存在としての人間を聖書は語っている。創造の始めから、神が「よし」と見たのは、神の言に従つた世界であつた。「光あれ」と神が言われた通りに「あつた」光は、神の言を正しく聞いて、従つていたのである。造られた世界すべてが神の言に従っているがゆえに、「極めてよし」と神は言い給うたのだ。それゆえに、罪とは神の言に従わないことである。

罪に陥つた人間は正しく言葉を用いることができなくなつた。ヤコブが語るように「同じ口から賛美と呪いが出てくる」(ヤコブ3:10)ことになつていゝのが、我々人間なのである。言葉を正しく使用できない人間は、正しく聞くこともできない。そのような人間が神の言を聞くことができるのであろうか。神の言は如何なる人間に聞こえてくるのであろうか。「聞く耳

のある者は聞きなさい」(マルコ4:9他)とイエスはおっしゃつた。聞く耳がある人間にしか聞こえないのが神の言葉である。しかし、この言葉を正しく聞く人間は、「聞く耳がある」とは思つていない。我々人間は、自分が「聞く耳がある」と思うとき、耳を塞いでいる。反対に、聞く耳がないのだと思うとき、耳を開いて、神の言は我々を非難することにおいて、耳を開かせるのである。

しかし、その耳は自然的な耳ではない。神の言を聞くことができる耳である。これを与えるのは神の霊であると使徒パウロは語っている。「神の霊以外に神のこゝろを知る者はいません。」(1コリント2:11)と。神の言を聞くことによつて、我々は神に従う者にされていく。これは神の言の働きである。神の言と神の霊とは一つとなつて、我々の耳を開くのである。

開かれた耳を与えられた者は、神が望むことを為す。神の意志に従う。ディアコニアとは、神の言に従う者がなす業であり、そこに形は無い。神が望むことを行うだけである。ただ従う者としてなす業であるから、これをしなければならぬというのではない。神の意志に従つてなす業は、何であらうともディアコニアなのである。

ルーテル教会の立場は、神の言に従うことである。神の言を神の霊によつて聞き、神の言に従うとき、我々はディアコニアを生きていることができる、神に献げられた働きとして。

第13回「環境・人権・平和」名古屋セミナー報告

今年「キリスト者として国の平和を考える」と題して行われ、他教派の参加者も含め45名余りが参加した。

まず、谷川卓三代表による開会礼拝で、「ディアコニアは見返りを求めない慈愛の行い」とのメッセージを聞きテゼの賛美で心を開かれた後、午前中は弁護士内河恵一代表の基調講演、そして午後には末竹十大牧師と中村朝美牧師の発題およびディスカッションが行われた。

日本国憲法の危機と自民党の憲法改正案の思想を探る

(内河恵一兄)

◆現代の政治と世界経済の流れについて

ルネッサンスと宗教改革によって「自由」を得た大衆は、その恵みとしての自由を持て余しかえって「不安」を抱くようになり、そこから依存心理が働き、ヒットラーのような存在に追従していった。第2次世界大戦とその後の冷戦が終わりアメリカを中心とする新自由主義が広がり、グローバル化・シオンの世界になった。小さな政府・規制緩和・市場競争原理・自己責任主義等々による格差社会が世界に広がっている。

この世界の流れの影響を受けて、現代日本人の社会・心理としては、生活保護受給者へのパッシング、朝鮮高校生の就学支援金問題にみられる北朝鮮パッシング、など社会的弱者いじめが社会化している。その背景には、マスコミによる扇動も大きく影響を及ぼしている。

二人一人が支配層に誘導されるマスコミ等に揺り動かされない信念・思想を持つ必要がある。そのためこそ、キリスト者及び教会自身が社会問題に関心をもち、聖書の正義と社会的正義の繋がりを洞察する訓練が必要となる。

紙面の都合で、日本および世界を取り巻く、歴史的・経済的・社会的状況からくる時代背景の部分(実は、この流れの中に重要な問題が多く含まれており、内河兄も多くの時間を割いて話をされた)は割愛する。

◆「戦争のできる国への歩み」と自民党による憲法改正案の問題点
 ・現在政権を握っている自民党は、「多くの国民によって選ばれた」と錯覚しがちだが、実は、2012年12月の衆議院選挙は投票率戦後最低の59・3%で、この選挙の小選挙区における自民党の得票率は43・9%、つまり実際には有権者の25・5%の支持を得ただけといえる。

いえる。

・「アベノミクス」の魔術により、「国家の借金論争」はすっかりマスコミから消えてしま

ったが、外国投資家の撤退やバブルの崩壊といった危険性は予断を許さない。

・戦争のできる国への歩みが着々と進められている。

① 集団的自衛権の容認により、日米同盟を結ぶ日本は、アメリカが戦争をすれば、アメリカと一緒に世界の中の戦争へ派兵することになる。もし憲法9条がなかったら、ベトナム戦争、イラク戦争に日本の自衛隊の派兵は避けられなかったと言われる。なお、アメリカは1945年以降朝鮮戦争(1950～53)をはじめ、ドミニカ共和国(1965)、ベトナム(1964～73)、レバノン(1982～83)、グレナダ(1983)、リビア(1986)、パナマ(1989)、湾岸戦争(1991)、アフガニスタン(2002)、イラク(2003)など、数年おきに戦争をしており、そこには軍需産



業による経済的必然性(儲けるためには戦争をする)が働いていることは周知のとおりである。

② 特定秘密保護法の発動によって、米軍と密接な作戦行動の連携が図られることになり、また国民の平和を求める自由な発言も抑制され、日本の軍事化が促進されることが懸念される。

③ 領土問題・歴史問題をめぐって「強い日本」を強調することでアジアの隣国を刺激し、強い国論争や軍備拡大によって東アジアの平和的バランスが崩れてきている。

・憲法と法律は違う。憲法は権力者の横暴を縛る機能を第一の目的としており、それが「立憲主義」の大原則である。しかし、改正草案では「憲法を守るべきは第一に国民」とし、近代憲法の流れからは倒錯した考え方の上に立っている。また、基本的人権の尊重等の根本理念を安易に変更してはならない、という思想が近代憲法の大原則であり、自己に都合の良い支配をする傾向にある権力者を縛るという考え方に基づく憲法は、根本規範と言われ、憲法を他の法律よりも変えにくい形式にしている。

・改正草案では「国民の権利」は「公益及び公の秩序に反しない限り」において尊重されるが、「公益に反する」となると「表現の自由等」は簡単に制限を受けること

になる。自民党改正草案の「Q & A」では「個人が人権を主張する場合に、他人に迷惑をかけてはいけないのは当然のことです・・・」と解説されている。しかし、内河兄いわく、「私的な関係の中で他人に迷惑をかけないということとは常識であるが、民主主義社会の一員として原発反対のデモであれ、労働者の権利行使であるストライキ等、互いの権力の行使には迷惑をかけあうのは当然であり、それを互いに受け止め合う度量・寛大さが必要であり、その迷惑が憲法上の基本的人権を抑制するものであつてはならない。その意味で、自民党改正草案は、国民の基本的人権の尊重理念を正しく理解していない」と指摘している。改正草案では、現憲法第十章最高法規に位置づけられる第九十七条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」が削除されている。

午前中の内河兄は、難しい問題をわかりやすく説明してください。内河兄は総括として『国民の基本的人権を大幅に制約し、天皇

を中心にした歴史観の中で、「戦争を当たり前に進めることのできる国作り」を自民党政権が目論んでいることは明らかである。安倍首相やマスコミの報道に惑わされない、確固とした思想・信念を持つことが、キリスト者にも求められている」と指摘していることを覚えてほしい。

「ルーテル教会の聖書規範性」
 ～「この世の権威について」
 (1523年)に示されている
 ルターの聖書規範性～

(末竹十大牧師)

ルターは、徹頭徹尾聖書の規範性に基づいて闘った。聖書に書かれていること(＝神の意志)を理解するために、聖霊(神の思いを理解させる神)が必要なのであり、聖霊によってこそわたしたちは聖書を神の言葉として受けることができるというのがルターの信仰である。そして、ルターは聖書に従つて、すべてを理解し、聖書の規範性を土台にして、この世の事柄も理解した。

『この世の権威について、人はどの程度までこれに対し服従の義務があるのか』(1523年)において、ルターは「それゆえ神は二つの統治を定められたもうた。キリストのもとで聖霊によってキリスト者、すなわち信仰深い人々を作

る霊的統治と、キリスト者でない者や悪人を抑制して、欲しようが欲しまいが外的に平和を保ち、平穩であるようにするこの世の統治とである」として「神の霊的統治」と「この世の統治」とを区別している。

この世の秩序を守るために立てられた「この世の権威」は、悪を抑制し平和を作るものである。そして、ルターは、聖書に基づいて、この世を統治するためには剣も悪いものではなく必要なものという立場を示した。さらに、この世の権威が維持されるように助けるのは「隣人のため」である。そして、剣に従うこと、また剣の権威を守ることが、キリスト者としての自由の問題として、隣人の福祉に仕えることへと展開されている。

しかし、人はこの世の権威に従わなければならないというルターの立場は、ナチスが政権を掌握した当時のドイツの教会において、ヒトラーも神が立てた権威であるとする立場を補強することになった。この点について、ボンヘッファーは「市民的勇氣 天職や任務にも逆らう自由で責任ある行為の必然性」を説き、さらに彼は「この世の権威」がドイツを破壊している現状やユダヤ人を殺害している現状に対し、「この世を祝福する」という自らおよびキリスト者の使

命を語った黙想を行った。

現在の日本の右傾化あるいは秘密保護法に対する聖書の立脚点については、キリスト者としてこの世の権威に対する抵抗運動はあくまで「隣人の福祉」のためにこそ起こり得るが、それは、話し合いであり、みことばを伝えるという働きとしての抵抗運動である。そして、右傾化は、戦争を前提とした軍備拡張と集団的自衛権の行使の問題であり、平和を維持するための防衛(剣)は必要であるが、自ら戦争を始めることを前提とする軍備は、退けるべきである。また、聖書に従えば、「隠されているもので知られずにはすむものはない」のであり、秘密が暴かれることは神による暴きであると考えらるべきで、それを暴いたものを罰する規定を作るのは、この世の権威が神の座に就くことを目指しているとして認めるわけにはいかないのである。

ルターの立場は「殺してはならない」ということだけに終わっていない。「剣が保護せず、平和を維持しないとすれば、世界中のすべてのものは争いのために滅びてしまふにちがいない。それゆえ、このような戦争は永久的な、はかり知れないほどの争いを防ぐための小さな短い争い、大きな不幸を防ぐための小さな不幸、にほかな

らない」とし、罪の世界における平和の秩序を守るためには戦いも必要なのだという立場を、聖書から明らかにしている。そこから考えるとき、我々は、現在の日本の右傾化、集団的自衛権というまやかしに与してはならない、と末竹師は明言する。そして、『ルーテル教会の信徒は聖書の規範に立ち、聖書に従うキリスト者として、自らを律していくべきである。』

「この世の権威」と「霊的権威」との違いを区別し、自らのこととしては自由に「この世の権威」に服すべきである。しかしまた、ボンヘッファーが言う「市民的勇氣」をもって、悩み苦しむ隣人に仕えることとの狭間で苦悩しつつ、何が義しいことであるかを考え、選び取る自由を生きたことが大事なことである。聖書規範性は、拘束するのではなく自由を与えると考えるべきである。』と結んでいる。

戦争責任告白の今日的意味と課題

(中村朝美牧師)

日本基督教団が1967年に発表した「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」(以下、告白)、日本福音ルーテル教会が1993年に発表した「宣教百年信仰宣言 明日の教会にむかって」(以下、宣言)を紹介し、これら告白および宣言に盛り込まれ

た内容を、いかに現実・現在に結び付けるかが大切だ。過去において日本の教会は、戦争を是認し勝利を祈願するという過ちを犯した。その過ちを認め懺悔する告白および宣言を繰り返し振り返りつつ、その反省と決意の上に立つて明日に向かって今を生きたことが重要である。今の私たちの問題として中村師は、宗教(神道)と国家の問題、従軍慰安婦の問題、原発・核兵器や自然破壊などのちを脅かす問題、弱者への配慮の問題を挙げ、「祈りは、同時にその祈りを生きたことではなければならない」と説き、先の戦争の過ちを忘れ去ることなく、正しい反省の上に立つて今日的課題に向かい合っていく中で祈り続けていくことの大切さを示された。

今回のセミナーは、個々に十分な議論をする時間がなく、また具体的な日々の信仰生活における「ディアコニア」にこれらの問題を結び付けるところまで議論を深めるには、一つ一つのテーマが大きく理解も簡単ではないものであったため、出席者の中からは、消化不良との意見も出された。この点については、今後のセミナー運営の課題としていきたい。ただ、あらためて各講演・発題者の資料をまとめてみると、それぞれが今回

の「キリスト者として国の平和を考える」というテーマにびったりの内容であった。特に、このような時代だからこそ我々はルーテル教会の信仰に立ち、つまり、マスコミや自分勝手な判断に基づくのではなく聖書に示される神の言葉を聖霊によって聞き取り、「この世の権威」と「神の」霊的権威」との違いを区別し、何が神の前に義しいことであるかをよく考え、過去の反省に立ち同じ過ちを繰り返さないように祈りつつ、悩み苦しむ隣人に仕える自由を生きたこと、を示されたセミナーとなった。



なごや希望教会員
村松正義

第13回「ディアコニア環境・人権・平和セミナー」に出席した感想を書かせていただきます。なごや希望教会今池礼拝所におきまして、「キリスト者として国の平和を考える」をテーマにしまして、二月十一日また寒い日でありましたが、ルーテル教会員そして教団の会員3名、合わせて46名余りの出席者がありました。

基調講演「日本国憲法の危機と自民党の憲法改正草案の思想を探る」と題しまして、なごや希望教会の内河恵一兄が一時間半にわたって、日本国憲法についてどうい

ものか、どういう流れになつていくのか、そして今新聞紙上にてよく読まれる特定秘密保護法の問題点は何か?等、私には少し難しい話だなと思いましたが、よい勉強になりました。

次に問題提起としまして、末竹十大牧師によって「社会の右傾化とルーテル教会論」、中村朝美牧師の「戦争責任告白の現代的意味と課題」、二人で一時間話してくださいました。ルーテル教会として憲法・平和をどのように受け止めるか、また戦争責任をどう考えるべきか、ルーテル教会としてどのように対応してきたか、どのように考えればよいのか等を問題提起として話してくださいました。それから内河兄の司会によって、一時間半質疑応答と討論が行われました。数名の質問者によって有意義な話し合いの時間ともたれました。自民党の憲法改正草案等が、新聞・テレビで言われていますが、とてもいい勉強になりました。

谷川卓三牧師のリードによって、数名の兄弟の祈りをもって会は終わりました。私は、ディアコニアの会の出席は、昨秋の大阪でのセミナーに続いて二回目になりました。次は東京で、素晴らしい講師の話が予定されていることを聞きましてので、ぜひとも出席したいと思いました。

連載

聖書から学ぶ食と農

その12

食と農の倫理



中井 弘和

全国ディアコニア・
ネットワーク副代表
静岡大学名誉教授
小鹿教会

『わたしたちに今日もこの日
の糧をお与えください』

(マタイ6章11節、
ルカ11章3節)

洗礼を受けた当初、毎週の礼拝ごとに唱える主の祈りの中で、冒頭の聖句に差し掛かった時いつも何か現実味のない違和感を覚えたものである。毎日何の心配もなく十分に食べて満腹している。周りを見渡しても食べ物に困っている人はいそうにない。1980年代の半ば、日本人はみな中流の生活を営んでいるといわれていた良き時代のことである。しかし、ある日ふと、この聖句の「わたしたちに」に思い当たり、その意味の重さに気が

づくことになった。この祈りには、世界中のすべての人々に今日を生きる食べ物を与えられるようにとの切実な願いが込められていることによく思い至ったのである。当時、地球上の飢餓人口は10億人に及ぶといわれていた。

あれ以来時は過ぎて、現在、飢餓は、貧困問題とともに日本人の足を襲ってきている。日本のワーキングプア(年収200万円以下)といわれる人の労働人口に占める割合は34%に及び、子供の貧困率は16%でOECD加盟国中4番目に高いと報じられている。いずれにせよ、今後食糧問題は日本人の生命を左右する最も重要かつ深刻な問題になっていくことは確かである。食糧自給率の増加を目指した食糧生産とともに、食の安全性にかかわる問題にもわれわれはもつと注視していく必要がある。

昨年の秋、稲の品種改良のため日本全国を歩いていて、赤と

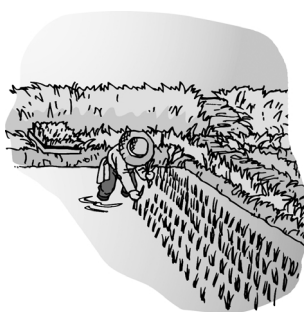
んぼや雀が明らかに減少していることを実感した。この現象は、世界的にミツバチが減少していることと密接に関係しているはずである。EUの研究者たちは、その主要因を、ここ10年ほど主に使用されてきた、ネオニコチノイド(ニコチン様物質)系農薬によるとの結論を出した。EU各国は、それを受けて、同系統7種の農薬のうち3種を昨年度限りで使用禁止としている。

日本ではこの問題に対する対策は全くとられていない。元より、農薬残留基準は、EUに比べて何百倍も緩い。原発事故による食品の放射能汚染問題で騒がれるさなか、ある種の農薬の残留基準を3、4倍に緩める規則さえ制定されている。EUを中心に世界で禁止されている、有機リン系の農薬も日本では許可されたままである。農薬使用量は、韓国と日本でダントツ世界1、2位を争うことは周知のことである。このような事情のなかで、かの祈りは、いのちに適う安全なまことの食を希求するものともなるにちがいない。

頻発する食品偽装事件に限らず、人の生存を根源的に支える食と

農の営みにおける倫理が崩壊の危機にある。

ナチスに抵抗して殉教したドイツ人牧師のデイトリッヒ・ボンヘッフアー(1906-1945)が残した言葉、「倫理(学)とは、ともに生きること(を学ぶこと)」（『現代キリスト教倫理』、森野善右衛門訳）は、人類の未来を照らすメッセージとなるだろう。それは、昨今盛んに喧伝される道徳教育といったものではさらさらない。神の息吹であるいのちを最もよく生かす人の道でも言つてよいだろうか。われわれは食や農のありよう、人の生き方を根本的に見直すべき時機にある。「わたしたちに今日もこの日の糧をお与えください」は、人類普遍の益々大切な祈りになっていくと、今、私は思っているのである。





今こそ「日本国憲法」を！ (三)

全国ディアコニア・ネットワーク副代表・弁護士
なごや希望教会 内河恵一

集団的自衛権とは？

今、集団的自衛権容認の可否が大
きな問題となつていている。集団的自衛
権の行使は、これまで政府の見解に
おいても厳しく禁止されてきた。憲
法9条は戦争を禁止し、武力の行使
は許されないとして置かれている。わが国
のこの基本的な立ち位置が、戦後紛
争の絶えない世界の中で、日本を守
り、日本人も外国人も戦争で命を失
わせることをさせなかった。「もし
外国から攻められたらどうするか」
という問いかけがなされることがあ
る。本来、国際間の争いは、外交交
渉の中で解決し、平和が模索され
べきであり、唐突に「もし攻められ
たら」という問題提起は適切ではな
い。しかし、「戦争への道歩もうと
する勢力」の提起するこの問題を受
けて、「自衛権論争」が展開され、
その中で、「専守防衛」を確認し、そ

るという手続を飛び越して、閣議決
定だけで進めようとしている。憲法
の平和主義は正に我が国の大原則で
あり、日本の将来を大きく左右する
問題である。政府は、思い出したよ
うに「砂川判決」まで持ち出し、集
団的自衛権をこじつけようとしてい
る。しかし、砂川事件の最高裁判決
は、現憲法の前文を強調する一方、
砂川米軍基地を巡って「我が国が、
自国の平和と安全を維持しその存立
の措置を取りうることは、国家固有
の権能の行使として当然のこととい
わなければならない。我が国がそ
の平和と安全を維持するために他国
に安全保障を求め、これを、なんら
禁ずるものではない。」と述べてい
るのみであつて、ここから、同判決
が他国防衛のために集団的自衛権な
るものを認めたと読み取ることは、
通常の理解力をもつてすれば困難で
ある。現に自民党自らも、その後長
期間にわたつて、わが国の憲法の下
では集団的自衛権は認められないと
してきた。更に近時、集団的自衛権

行使につき、「放置すれば日本に重
要な影響を及ぼす場合」等極めてあ
いまいな条件等を付して「限定的容
認」という境目のわからないすり抜
けの主張を重ねてきた。本件問題は
そうした姑息な方法によって解決す
べき問題ではないはずである。

先の悲惨且つ残酷な戦争に対する
深い反省の上に立つて制定された日
本国憲法の理念は、今もまた将来も
生き続けさせなければならぬ。戦
争経験者が次第に少なくなつてい
る状況の中で、私たちは、キリスト者
として十分に想像力を働かせ、「人
を愛する」キリストの平和がここ
にあることを確信したい。

〈編集後記〉



ディアコニア・ネットワーク・ニュー
ス『緑豊かな国に』第40号をお送りし
ます。寄稿して下さった皆さんあり
がとうございました。秋のセミナーは
別紙のように「田中正造とキリスト教」
がテーマです。小鹿教会員で静岡大学
の芳賀直哉先生を講師にお迎えして、
正造ゆかりの現地にバスツアーをいた
します。ご期待ください。(谷川卓三)

献金をささげて くださった方々

(敬称略・重複含む)

(2013年12月～2014年5月)

- 天木鈴子 (大岡山教会)
 - 奥山信子 (大岡山教会)
 - 井森悠子 (なごや希望教会)
 - 村上光次 (函館教会)
 - 内浦安順子 (天王寺教会)
 - 山崎順子 (大岡山教会)
 - 松隈貞雄 (健軍教会)
 - 内藤新吾 (稔台教会)
 - 中山弘和 (小鹿教会)
 - 山口継雄 (杉並)
 - 渡辺賢次 (津田沼教会)
 - 匿名 (名古屋めぐみ教会)
 - 迎恒夫・千栄子 (東村山)
 - 村松正義 (なごや希望教会)
 - 山内恵美 (小石川教会)
 - 武井陽一 (こひつじ診療所)
 - 山本武子 (福岡)
 - 鈴木辰典 (保谷教会)
 - 飯島早苗 (三原教会)
 - 松田正幸 (デンマーク牧場
こどもの家)
 - 天倉浩子 (稔台教会)
 - 稲垣八重子 (高蔵寺教会)
 - 遠入美智子 (岡崎教会)
 - 林美千代
 - 嶋昭江 (なごや希望教会)
 - 明比輝彦 (富士教会)
 - 高橋要子 (雪谷教会)
 - 鈴木やす子 (雪谷教会)
 - 清田純次 (大牟田教会)
 - 牟田青子 (大岡山教会)
 - 金子京子 (横浜教会)
 - 葛宋長弘 (掛川菊川教会)
 - 西昌香恵 (掛川菊川教会)
 - 内河恵一 (なごや希望教会)
 - 関口佳子 (大岡山教会)
- 以上、36口、187,000円
感謝をもって報告いたします。

全国ディアコニア・ネットワーク

代表 谷川卓三
連絡先 〒723-0001
広島県三原市宮沖3-1-18
日本福音ルーテル三原教会
電話 (0848) 621-2518
FAX (0848) 621-2518
振替口座
全国ディアコニア・ネットワーク
001200181415700